

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

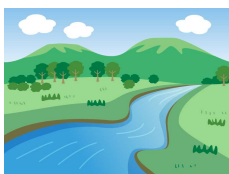
第25巻第3号(通巻123号)

5月号 2023年5月1日

大腸菌群数に係る排水基準の見直し(案)

「水質汚濁に係る環境基準」の生活環境項目である大腸菌群数は、ふん便汚染の指標として用いられてきました。しかし、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出されると考えられ、ふん便汚染を的確に捉えていない状況があります。また、現在では簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、環境基準の生活環境項目において、大腸菌群数は、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和4年4月に大腸菌数へ見直されました。

これらを踏まえ、排水基準でも見直しについて検討会が行われました。



【見直し(案)】

排水基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直すもので、現行の大腸菌群数の基準値(=3,000個/cm³)に相当する大腸菌数を基準値として設定することが基本となります。なお、引き続き検討を行い、令和6年4月頃の施行予定です。

新旧	項目	基準値
現行	大腸菌群数	3,000個/cm ³
見直し(案)	大腸菌数	800CFU/mL

清涼飲料水の規格基準の改正について

新たに食品安全委員会で評価が終了した鉛について、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の成分規格が了承され、今後は意見募集等の手続きを経て改正が行われます。



【改正(案)】

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質の成分規格

物質名	現行基準値	改正案
鉛	0.05mg/L	0.01mg/L

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質の成分規格

物質名	現行基準値	改正案
鉛	0.05mg/L	0.01mg/L

化学物質管理者及び保護具着用責任者の選任義務化について

令和4年5月に労働安全衛生規則の一部が改正され、リスクアセスメント対象物を製造・取扱い、または譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし)においては化学物質管理者の選任が義務化されました。また、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、保護具着用管理責任者の選任が義務化されました。(令和6年4月1施行)

化学物質管理者の選任要件は「化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者」となっており、下記の様に分類されます。

製造事業場	専門的講習の修了者
製造事業場以外	資格要件なし(別途定める受講を推奨)

また、職務としては①ラベルSDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理、②リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理、③化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存、④化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育などとなります。

保護具着用管理責任者の選任要件は「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」であり、次の①～⑥のいずれかに該当する者が含まれることとなっております。①化学物質管理専門家の要件に該当する者、②作業環境管理専門家の要件に該当する者、③労働衛生コンサルタント試験に合格した者、④第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者、⑤作業に応じ、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤の作業主任者の資格を有する者、⑥安全衛生推進者等の選任に関する基準に該当する者

①～⑥のいずれかに該当する者を選任することができない場合は、「保護具の管理に関する教育」を受講したものを選任します。なお、該当する場合でも、受講することが望ましいとされています。また、職務としては①有効な保護具の選択、②労働者の使用状況及び保護具の管理となります。

令和3年度ダイオキシン類対策 特別措置法施行状況について

令和5年3月、環境省から「令和3年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況」が公表されました。

1. 特定施設数(鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む)

- ・大気基準適用施設：8,202(8,350)
- ・水質基準対象施設：3,347(3,400)

※大気基準適用施設、水質基準対象施設ともに、特定施設数は前年度から減少しています(括弧内は令和2年度末の特定施設数)。

2. 規制事務実施状況

- ・大気基準適用施設

立入検査件数：2,511(2,852)

命令件数：13(12)

指導件数：835(780)



(括弧内は令和2年度の件数)

※前年度と比較し、立入検査件数は減少、命令件数、指導件数は増加しました。

- ・水質基準対象施設

立入検査件数：571(605)

命令件数：0(0)

指導件数：39(29)

(括弧内は令和2年度の件数)

※前年度と比較し、立入検査件数は減少、命令件数は0件で同じ、指導件数は増加しました。

3. 設置者による測定結果報告状況

- ・大気基準適用施設：5,999(8,236)
- ・水質基準対象施設：487(588)

(括弧内は報告対象数)

※未報告の件数は、報告期限前の1年間を通じて全く稼働実績がない休止状態の施設・事業場(大気基準適用施設1,667施設、水質基準適用事業場68事業場)を含みます。稼働しているが未報告の施設・事業場の設置者に対しては、地方自治体による口頭指導、文書指導が行われています。

4. 土壌汚染対策の状況

- ・令和3年度に新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はありませんでした。

※令和3年度に対策地域の指定が行われた件数は0件でした。また、令和3年度末現在、対策地域に指定されている件数は6件です。

5. 都道府県・政令市における条例制定状況 (令和4年3月31日現在)

- ・法第8条第3項に基づく条例の制定状況
(上乗せ排出基準関係)

大気関係：なし

水質関係：なし

- ・地方公共団体独自条例の制定状況

大気関係：14団体

岩手県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、三重県、熊本県、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、柏市、高知市

水質関係：6団体

岩手県、神奈川県、山梨県、三重県、横浜市、川崎市

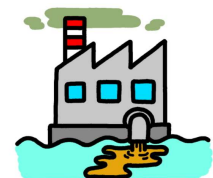
土壌関係：5団体

神奈川県、三重県、大阪府、横浜市、川崎市

※「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味しますが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていません。

ダイオキシン類の分析は、極微量濃度分析のため、高精度の測定技術が求められます。

当社は、経済産業省の定める「特定計量証明事業者認定制度」(略称MLAP)登録事業所として認定されており、極微量物質の計量証明を行うことができる機関です。



おしらせ 規格・基準集が電子データになりました

皆様から好評をいただいております規格・基準集を、令和5年より、さらに多くの皆様にご利用いただけるよう電子データでのご提供とさせていただきますこととなりました。

規格・基準集サイトは下記となります。

<https://www.get-c.co.jp/resources/standards/>

※ダウンロードにはご利用者様の情報入力が必要となります。

皆様のご利用をお待ちしております。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp

